

# 愛知県地域防災計画 —原子力災害対策計画(案)—の 策定について

愛知県原子力災害対策計画策定  
検討委員会

# 計画策定の趣旨

東日本大震災を起因とした東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受けて、大規模原子力災害が広範囲に亘り被害をもたらすことを踏まえ、原子力災害の特殊性を考慮し、本県として備えるべき対策を明確にするため、これまでの地域防災計画[風水害・原子力等災害対策計画]から原子力災害に係る部分を独立させ、新たに[原子力災害対策計画]を策定する。

# 検討の経緯

平成24年5月に専門的知識を有する学識者による愛知県原子力災害対策計画策定検討委員会を設置し、委員会からの提言を受けて、委員会の下部組織として関係機関の担当者等で構成する実務者会議を立ち上げ、計画の素案の検討を実施。

## 検討委員会

- 第1回：平成24年 5月14日
- 第2回：平成24年 8月10日
- 第3回：平成24年11月 2日
- 第4回：平成25年 2月 8日
- 第5回：平成25年 5月17日

## 実務者会議

- 第1回：平成24年 7月 2日
- 第2回：平成24年 7月31日
- 第3回：平成24年 9月18日
- 第4回：平成24年12月21日
- 第5回：平成25年 1月29日
- 第6回：平成25年 4月25日

# 原子力災害対策計画(案)の概要

本県からの原子力発電所の距離感を踏まえ、福島第一原子力発電所事故の教訓や原子力規制委員会における検討内容等を考慮。

## 第1編 総則

- 計画の目的
- 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

## 第2編 災害予防

- 風評被害対策
- 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発

## 第3編 災害応急対策

- 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 風評被害等の影響の軽減
- 県外からの避難者の受入れ

## 第4編 災害復旧

- 風評被害等の影響の軽減

## 付録

- 今後検討すべき課題

# 第1編 総則

## ○ 目的

原子力災害は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられない特殊性はあるものの、的確に測定することは可能であることを考慮し、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、県民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、県民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく県民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される事態に備える。

## ○ 計画作成の基礎として想定した災害

本県に影響があると考えられる県外の原子力発電所等における事故等の発生に伴う原子力災害。

## ○ 原子力規制委員会における新たな基準の採用

避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル(EAL)及び主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル(OIL)を採用。

# 第2編 災害予防

## ○ 4原子力事業者との情報交換等の実施

4原子力事業者(中部電力、関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構)との各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施する。

## ○ 風評被害対策

原子力災害による農林水産物や工業品等への風評被害を未然に防止するため、関係団体等と連携し、平常時からの的確な情報提供等に努める。

## ○ 原子力防災に関する県民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるため、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深める。

## ○ 原子力防災業務関係者に対する研修

防災関係機関と連携し、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じて実施する。

# 第3編 災害応急対策①

## ○ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

4原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報し、その対策について速やかに報告する。

また、県は、国、所在県及び隣接県と連携し、情報収集、情報交換を行い、必要に応じて所在県に職員を派遣するなど、自ら情報収集活動を実施する。

## ○ 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係市町村等に連絡する。

また、測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して可搬型測定機器により、一般環境中の空間放射線量率の測定を実施する。

## ○ 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

県は、国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページ等で公表する。

# 第3編 災害応急対策②

## ○ 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

市町村長は、国等からの屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

## ○ 医療関係活動

県及び市町村は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう調整を行う。

## ○ 風評被害等の影響の軽減

県及び市町村は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。

## ○ 県外からの避難者の受入れ

県は、必要に応じて緊急的、短期的、中期的(6ヶ月から2年程度)な県外からの避難者の受入れを実施する。



# 第4編 災害復旧

## ○ 放射性物質による汚染の除去への協力

県及び市町村その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすものとする。

## ○ 心身の健康相談の実施

県及び市町村は、健康相談窓口において心身の健康に関する相談に応じる。

## ○ 風評被害等の影響の軽減

県及び市町村は、国等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

# 今後検討すべき課題について

原子力規制委員会において継続議論されている項目を始め、本県ならではの検討課題を含めて整理し、引き続き検討、継続的に本計画を改善していく。

- 地域住民との情報共有等の在り方  
(次世代型の愛知県らしい情報共有手法の構築等)
- 風評被害対策(継続的な普及啓発の仕組み作り)
- 原子力災害事前対策の今後の在り方(PPAの導入等)
- 緊急被ばく医療の今後の在り方  
(スクリーニング及び人体の除染の実務主体の調整等)
- 緊急時モニタリング等の今後の在り方
- 環境放射能水準調査(放射性物質の濃度の測定と公表)
- 県外からの避難者の受入れ(所在県・隣接県との連携・調整)

# パブリックコメントについて

	主な意見要旨	県の考え方
①	計画が想定する原発について、中電浜岡原発のみならず、北陸地方沿岸の原発も想定した計画とすべき	本県に影響が考えられる原子力発電所において、原子力緊急事態が発生した場合に備える計画となっています。
②	原子力事業者との各合意内容について、他県の協定も研究する等して充実させるべき 原発立地自治体と同等の協定を締結すべき	各事業者とも必要な内容は定めているものと考えています。
③	県民に対する情報伝達、安定ヨウ素剤の配付・服用、県外からの避難者の受入れ、風評被害対策等について検討し、計画に盛り込むべき	今後検討を行うべき課題として位置付けており、今年度以降も引き続き検討してまいります。
④	特定事象が発生した場合の、初動対応や県民への周知を計画に明示すべき	特定事象が発生したときは、県は直ちに情報連絡態勢を執るとともに、状況の変化に応じて、体制を強化することとしています。
⑤	県独自で、放射能拡散シミュレーションを行うべき	現時点での計画に必ず必要なものとは考えておりませんが、今後、実施する必要があると判断される場合は、その都度検討してまいります。
⑥	計画策定の過程について、意思決定過程は公開が原則であり、公聴会等の形で意見募集、説明を行うべき	公開により実施しており、意思決定過程は公にされているものと考えております。
⑦	原子力発電所を廃止すべき 再稼働に県として反対すべき	災害対策を定めるこの計画に係る内容ではないため、総合的なエネルギー政策において検討されるべきものと考えております。
⑧	アドバイザーの人選を見直すべき	この計画の内容には直接関係しないものと考えております。

# 課題検討スキーム

## 情報共有・原子力防災教育 ワーキンググループ

### 成果目標

- ▽ 情報共有モデルの提案  
(県民の適切な行動につながる情報提供の在り方)
- ▽ 教材の作成
- ▽ モデル事業の実施  
(職員教育・学校教育・社会教育)

## 被ばく医療 ワーキンググループ

### 成果目標

- ▽ 主に医療関係者を対象とした  
合同研修会の開催
- ▽ 運用上の課題の抽出・整理

## モニタリング・スクリーニング ワーキンググループ

### 成果目標

- ▽ 事故時のモニタリング体制  
の確認と運用上の課題抽出  
(国と県との対応の住み分け)
- ▽ スクリーニングの運用上の  
課題の抽出

## 総括コーディネーター

山本教授 (名古屋大学)

## 避難者 受入れ

静岡県等との広域連携